

常滑市妊活応援金

給付事業のご案内 (令和5年7月開始)

常滑市では妊娠を望む夫婦を応援するため、不妊検査・不妊治療を行っている夫婦に対して「常滑市妊活応援金」を給付します。

年齢や保険適用の有無、自己負担の額に関係なく一律に給付します。

1. 対象となる治療 (不妊治療の保険診療が可能な医療機関で令和5年3月以降に開始した治療が対象です)

- ① 一般不妊治療 … 不妊検査、タイミング法、人工授精 など
- ② 特定不妊治療 … 体外受精・顕微授精 (先進医療を含む)、男性不妊手術

2. 対象者 (全てを満たす方が対象です)

- 治療を受けた期間及び申請日において、常滑市に夫婦 (事実婚を含む) 双方または一方の住民票があること
- 不妊治療を実施していること ※ 医師から不妊治療を行っている証明を受けていることが必要です
- 他自治体から当該不妊治療 (= 今回申請する不妊治療) に対する同種の助成金を受けていないこと

3. 給付金額

① 一般不妊治療… 1回の治療につき5万円、1年度につき1回が限度 (通算5年度まで)

- ・ 一般不妊治療の「1回の治療」についての区分は特に定めはありません。
- ・ 1年度中 (4月1日から翌年3月31日) に行った治療について、治療終了日が属する年度ごとに5万円を給付します。
- 詳しくは、「5. 申請期限」をご覧ください。

② 特定不妊治療… 1回の治療につき5万円、1年度につき6回が限度

- ・ 一連の治療に対して給付しますので、保険診療内で治療を行っている方、先進医療や自由診療を併せて行っている方、保険診療外で治療を行っている方など、どの場合も1回5万円の給付です。
- ・ 「1回の治療」とは、治療開始から妊娠判定の日 (または治療終了の日) までのことで、以下の表の治療区分にあてはまるものをいいます。

【特定不妊治療の治療区分】

治療区分	治療内容	採卵まで			採精 (夫)	胚移植						〔妊娠の確認 (胚移植のおおむね2週間後)〕	
		〔顕微授精・培養 (凍結)〕	薬品投与 (注釈) (自然周期で行う場合もあり)	薬品投与 (注釈) (自然周期で行う場合もあり)		新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植				
						胚移植	黄体期補充療法		胚移植	薬品投与 (自然周期で行う場合もあり)	胚移植		黄体期補充療法
A	新鮮胚移植を実施												
B	凍結胚移植を実施*												
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施												
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了												
E	受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止												
F	採卵したが卵子が得られない、又は状態のよい卵子が得られないため中止												
男性不妊手術	特定不妊治療に付随して、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術*												

* B: 採卵・受精後、1～3周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合

* 男性不妊手術: 採卵準備前に男性不妊手術を行ったが、精子が得られない、又はよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象

裏面もご覧ください

4. 申請方法

以下の書類を保健センターに提出（来所又は郵送※）してください

- ▶ 複数回分の申請をまとめて提出する場合は、それぞれの治療ごとに申請書類等が必要です。
- ▶ 鉛筆、消せるボールペンでの記入はご遠慮ください。
- ▶ 書類に不備がある場合は受付できません。

※令和7年7月から郵送による受付を開始しました。ぜひご利用ください。

○ 常滑市妊活応援金給付申請書兼請求書（様式第1号）

…訂正が必要な場合は**印鑑が必要**になります。来所される方は、申請の際にお持ちください。

○ 常滑市妊活応援金給付事業受診等証明書（様式第2号）

…治療した医療機関で証明を受けてください。また、証明書作成に係る費用については医療機関にお問い合わせください。申請単位ごとに証明書が必要です。

○ 常滑市妊活応援金給付事業に関する同意書（様式第3号）

…夫婦ともに常滑市に住民登録がある場合は表面のみ記入、夫婦のどちらか一方が常滑市に住民登録がない場合は両面とも記入してください。

<夫婦関係が住民票で確認できない方>

（例）住民登録が別世帯の方、事実婚の方で続柄が「同居人」となっている方

○ 戸籍謄本（事実婚の方は両者の戸籍謄本が必要になります。）

…申請日の3か月以内に発行された戸籍謄本（コピー不可）をお持ちください。複数回分の申請をまとめて提出する場合は1通のみで申請可能です。

<事実婚の方のみ>

○ 事実婚関係に関する申立書（様式第4号）

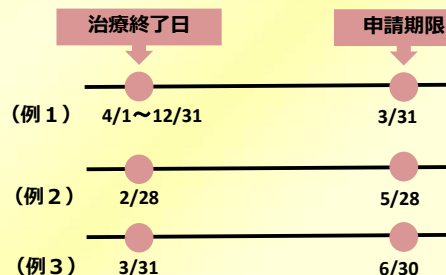
5. 申請期限

① 1回の治療を終了した日の属する年度末 または

② 治療を終了した日から3か月を経過する日の

いずれか遅い日まで（その日が閉庁日の場合はその前日まで）

※特定不妊治療における「1回の治療」が終了した日とは、妊娠の確認の日（妊娠の有無は問いません）または医師の判断によりやむを得ず治療を中止した日です。



6. 通算回数について

一般不妊治療の応援金給付の通算期間は、令和4年度まで実施していた「常滑市一般不妊治療費等助成制度」の助成回数および他自治体から受けた同種の助成回数を含みます。

また、出産または12週以降の死産で通算回数はリセットされます。

7. 常滑市妊活応援金にかかる税金について

常滑市妊活応援金は所得税法上非課税です。

ただし、医療費控除の適用については、医療費控除の金額から妊活応援金を控除します。

詳しくは税務署にお問い合わせください。

問い合わせ先

〒479-0868 常滑市飛香台3丁目3番地3

常滑市役所健康推進課（保健センター）

TEL 0569-34-7000（開庁時間9：00～16：00）

様式等のダウンロードはこちらから

常滑市
公式サイト



よくある質問

申請手続きについて

No.	種 治 療 類	質 問	回 答
1	共 通	夫（妻）が常滑市に住民登録があり、配偶者が別の市町村に住民登録があります。常滑市で申請できますか。	申請者が常滑市に住民登録があれば申請できます。ただし、同じ治療に対して別の市町村で同種の助成金を申請している場合は対象外です。申請には、戸籍謄本など夫婦関係が確認できるものが必要になります。
2	共 通	外国籍なのですが、通称名を使用することはできますか。	使用できます。ただし、通称名が記載されている住民票の写しを提出いただくこと及び振込口座が通称名であることが必要です。
3	共 通	治療開始日は別の市町村に住民登録がありましたが、治療途中で常滑市に転入しました。申請できますか。	治療開始日に常滑市に住民登録がない場合の治療については申請できません。ただし、常滑市に転入後に開始した別の治療については申請できます。
4	共 通	複数回分の申請をまとめて提出することはできますか。また、受診証明書（様式第2号）は複数の治療をまとめて1枚に証明してもらっても良いですか。	まとめての提出は可能ですが、申請書や受診証明書、同意書はそれぞれの治療ごとに必要です。例えば男性不妊手術を行った後に体外受精を行った場合、男性不妊手術と体外受精それぞれに対して応援金の対象となりますので、男性不妊手術の受診証明書と体外受精の受診証明書の2枚必要で、申請書と同意書も2枚ずつ必要です。

助成回数について

5	特 定 不 妊 治 療	特定不妊治療を開始したが、採卵に至らず終了となった場合、投薬等にかかった費用は対象となりますか。	採卵に至っていない場合は対象になりません。
6	特 定 不 妊 治 療	採卵・受精し胚を凍結したが、体調が整わず、移植が行っていない状況です。治療の中止として給付の対象になりますか。	母体の状態を整えるために間隔をあけた後に移植を行う予定がある場合は、移植・妊娠の確認までを一連の治療ととらえますので、全ての治療が終了した後に申請することとなります。回復の見込みが立たないため、もしくは他の疾患の治療を優先させるために主治医が特定不妊治療の終了を判断した場合は、【治療区分D】として申請が可能です。
7	特 定 不 妊 治 療	採卵・受精後に胚を凍結し、周期を開けて胚移植を行いました。採卵と移植を分けて2回分として申請することはできますか。	移植まで至った治療は、移植・妊娠の確認までを1回の治療としてとらえるため、採卵と移植を分けて2回分として申請することはできません。採卵から移植・妊娠の確認までを1回分の治療として【治療区分B】で申請していただくこととなります。
8	特 定 不 妊 治 療	以前に凍結した胚を使って移植しようとしたが、融解に成功せず治療終了となった場合は給付の対象となりますか	採卵を伴わない凍結胚の移植【治療区分C】を行おうとした際に、融解に成功せず治療終了となった場合には、給付の対象となりません。採卵を伴う凍結胚移植の場合で、融解に成功せず、やむを得ず治療を終了することとなった場合には、【治療区分D】に該当します。
9	特 定 不 妊 治 療	採卵・受精後に胚を凍結し、移植を予定していたが、自然妊娠しました。給付対象になりますか。	【治療区分D】として給付対象になります。
10	特 定 不 妊 治 療	今後がん治療を行うため、卵子を凍結保存しておく、治療後に卵子解凍、受精、移植をしたいのですが、このような場合は給付対象となりますか。	がん治療終了後に、以前に凍結した卵子を使用して特定不妊治療を行った場合は【治療区分C】として給付対象となります。

給付対象について

11	一 般 不 妊 治 療	令和4年度まで実施していた「常滑市一般不妊治療費等助成制度」で以前助成を受けました。妊活応援給付金は申請できますか。	一般不妊治療の応援金給付の通算期間は、令和4年度まで実施していた「常滑市一般不妊治療費等助成制度」の助成回数および他自治体から受けた同種の助成回数を含みます。「常滑市一般不妊治療費等助成制度」等で、すでに5回以上助成を受けている場合は申請できません。 ※特定不妊治療の応援金は申請していただけます。
12	共 通	以前、妊活応援金の給付を受けましたが、その後離婚しました。今回別の人と再婚しましたが、今後妊活応援金を申請する場合、助成回数に通算されますか。	助成回数に通算されません。夫婦に対しての応援金になりますので、助成回数は夫婦ごとになります。
13	共 通	以前、妊活応援金の給付を受けましたが、その後出産しました。今後妊活応援金を申請する場合、助成回数に通算されますか。	助成回数に通算されません。妊活応援金の給付を受けたあとに出産または12週以降で死産した場合は、助成回数はリセットされます。
14	一 般 不 妊 治 療	年度の途中で常滑市に転入しました。他市町に住民登録がある期間の今年度分の一般不妊治療費助成をすでに受けていますが、常滑市でも妊活応援金を申請できますか。	申請できません。たとえば令和5年4月に治療を開始した方が令和5年9月に常滑市に転入した場合、4～8月分の一般不妊治療費に対する助成を他市町から受けている場合は、常滑市に転入した9月以降の一般不妊治療費に対する今年度の応援金は申請できません。

記入例

令和5年7月3日以降の日付

常滑市妊活応援金給付申請書兼請求書

令和〇年〇月〇日

常滑市長 様

申請者 住所 常滑市〇〇町〇丁目〇-〇

氏名 常滑 花子

電話 0569-〇〇-〇〇〇〇

ご夫婦のうち、常滑市に住所のある方を申請者にしてください。交付決定の助成金は申請者名義の口座へ振り込みます

常滑市妊活応援金給付事業実施要綱第6条第1項の規定により関係書類を添えて、下記のとおり妊活応援金の給付を申請・請求します。なお、応援金の給付が決定された場合には、下記

今回の申請が何回目か〇をつけてください。

※太神内を記入してください。

Application form table with fields for applicant info, spouse info, bank details, and amount.

「あり」の場合はできるだけ詳しくご記入ください。

以下の質問にもお答えください。

Checklist for pregnancy support history and other conditions.

記入例

令和5年7月1日以降の日付

常滑市妊活応援金給付事業に関する同意書

令和〇年〇月〇日

常滑市長 様

申請者 住所 常滑市〇〇町〇丁目〇-〇

夫氏名(自署) 常滑 太郎

妻氏名(自署) 常滑 花子

下記の事項をよくお読みのうえご記入ください。氏名は、夫・妻それぞれが自署してください。

私たちは、常滑市妊活応援金給付事業に係る下記の事項について、市が関係機関等に必要事項を確認することを同意します。

記

- 1 応援金給付に係る審査のための必要事項の閲覧について
(1) 住民基本台帳(本市に住居登録があること、続柄等の確認のため。)
(2) 戸籍(法律上の婚姻の届出をしている夫婦であること、また事実婚の状態にある場合はほかに法律上の配偶者がいないことの確認のため。)
2 以前の受給歴について、以前にお住まいの自治体に確認を行うこと。
この給付金は限られた公費から公正な支出を行うため、1夫婦当たりの給付回数の上限を定めています。他市町村から転入された方で、以前の自治体において、不妊治療費等に係る助成を受けている場合には、当該助成を含めた回数が上限となります。そのため、以前にお住まいの市町村へ不妊治療費等助成金等の受給状況を確認することがあります。

記入例

※ご夫婦のどちらか一方が他市町村に住所を有する場合のみご記入ください。夫婦それぞれの住所をご記入のうえ、氏名を自署してください。

令和5年7月1日以降の日付

常滑市妊活応援金給付事業に関する同意書(夫婦の一方が常滑市外に住所を有する場合)

令和〇年〇月〇日

常滑市長 様

夫住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇

夫氏名(自署) 常滑 太郎

妻住所 常滑市〇〇町〇丁目〇-〇

妻氏名(自署) 常滑 花子

夫婦のどちらかが、市外に住居がある場合のみ、夫・妻それぞれが自署してください。

私たちは、常滑市妊活応援金給付事業に係る下記の事項について同意します。

記

夫婦のうち、常滑市に住所を持たない方の住所地に、不妊治療費等に係る助成金等の受給歴を確認すること。

この給付金は限られた公費から公正な支出を行うため、1夫婦当たりの給付回数の上限を定めています。他市町村から転入された方で、以前の自治体において不妊治療費等に係る助成を受けている場合には、当該助成を含めた回数が上限となります。そのため、以前にお住まいの市町村へ不妊治療費等助成金等の受給状況を確認することがあります。

記入例

事実婚関係に関する申立書

常滑市長 様

令和5年7月1日以降の日付

令和〇年〇月〇日

下記2名については事実婚関係にあります。

・夫 住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇

氏名(自署) 常滑 太郎

・妻 住所 常滑市〇〇町〇丁目〇-〇

氏名(自署) 常滑 花子

- (いずれかに)
 ①同一住所に登録があり、住民票の続柄は「夫(未届)」「妻(未届)」
 ②同一住所に登録があるが、住民票の続柄は一方が「同居人」
 ③同一住所に登録があるが、両者が「世帯主」
 ④別住所

別世帯になっている理由(③④に☑した場合は記載)

夫婦ともに仕事をしており、一時的に夫が単身赴任しているため。

別世帯・別住所の場合、事実婚と認められる理由を詳しく記入してください。